

## ② 組合員貯金の払い戻し

組合員貯金の払い戻しをする場合は、毎月10日送金であれば前月25日まで、毎月25日送金であれば当月15日までに共済組合へ到着するように、所属所共済事務担当者を経由し、請求してください。

## ③ 定例積立の中断・復活・積立額の変更について

毎月および期末・勤勉手当の定例積立における積立額の中断や額の変更を行う場合は、変更をしようとする月の前月27日までに所属所を経由して本組合へ報告してください。

ただし、毎月分については、変更は毎月可能です。が、期末・勤勉手当につきましては、変更を希望する期末・勤勉手当のみ変更が可能です。

## ④ 組合員貯金の解約

組合員貯金を解約する場合は、解約する月の前月27日までに共済組合に必着するように所属所の共済事務担当課へ報告し、当月の15日までに共済組合に必着するように共済事務担当課へ解約払戻請求書を提出してください。

所属所での締切日は、共済組合への送付等の関係上異なる場合がありますので注意してください。

## ボーナスは組合員貯金へ

夏のボーナスの活用方法はお決まりですか!?  
海や山へのレジャー等のあとは、しっかりと貯蓄しませんか。上手な貯蓄をお考えなら、いつでも預入れができ、高利回りで安全な「組合員貯金」に決まりです。

## 組合員貯金の利率

年利1.8% (平成19年4月1日現在)です。ただし、一般の金利情勢を勘案して適宜利率変更されます。



## 保健事業のお知らせ

# 皆さま 健診を受けましょう!

- ①生活習慣病などの早期発見・早期治療のためにも、定期的に健康診断を受けて、自分の健康状態を把握し、健康維持に努めましょう。  
健康診断は健康な生活を送るためのバロメーターです。
- ②皆さまが、健康な毎日を送れるよう共済組合がお手伝いします。

## 疾病予防対策事業として次の健診等が始まっています

### 人間ドック・婦人科健診

4月から指定医療機関による人間ドックまた婦人科健診が始まりました。受診者の方は希望する医療機関等に早めに予約をして受診してください。

### 成人病健診・委託定期健康診断

5月下旬から各所属所への巡回健診による成人病健診【1次検査】および委託定期健康診断が始まりました。

平成19年4月号の掲載記事の訂正について

保健事業のお知らせ(廃止事業と新規事業)13ページ

■健康教室の指導員の欄中の名称に次のとおり誤りがありましたので訂正するとともにお詫び申し上げます。  
「看護師」(誤)を「看護師」(正)に訂正します。